

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」改定への意見

平成 28 年 4 月 21 日

日本商工会議所

日本商工会議所では、本年 2 月、「今後の観光振興策に関する意見～『新たな観光ビジョン』策定への期待～」を取りまとめ、政府に提言を行った。

同提言では、観光は地方創生、日本再生の切り札であるとの基本認識を示し、自らが暮らす地域に旅行者を呼び込むという目的において、国内観光とインバウンドの取り組みは同一であり、車の両輪として進める必要があることを指摘した。急増するインバウンドへの取り組みを強化することは、宿泊施設の新設や更新、外国人の目線を踏まえた日本の魅力の磨き上げなど、国内観光の回復に寄与する。そのため、政府に対しては、地域や民間の観光への積極的な取り組み・投資を促す具体的な数値目標の設定や、特定都市に集中する外国人旅行者を全国各地に分散・拡大するための方策、観光需要の平準化や体験型観光の促進に向けた取り組みの促進を求めた。

他方、政府は、本年 3 月、観光先進国の実現へ向け、2020 年の訪日外国人旅行者数 4,000 万人、同年の日本人国内旅行消費額 21 兆円などの新たな目標を設定し、①観光資源の磨き上げによる地方創生、②観光産業の革新と基幹産業化、③全ての旅行者に快適な観光環境の整備の 3 つの視点による、種々の観光振興への取り組みの方針を「明日の日本を支える観光ビジョン」として策定した。また、現在、同ビジョンを踏まえた当面の取り組み策として「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2016」のとりまとめを行っている。

商工会議所では、毎年、全国商工会議所観光振興大会を開催し、観光の重要性を強くアピールしている。また、平成 26 年度には、全国 514 商工会議所すべてに観光連絡担当を設置し、地域連携による広域観光を推進している。日本商工会議所は、インバウンドの拡大や地域の観光振興の旗振り役、観光ビジネスの推進役として、今後も積極的に貢献していく所存であり、観光ビジョンにおいては必ずしも数値目標の根拠として具体的に示されていない施策や、早急に必要な取り組みについて、下記のとおり意見を申しあげる。

記

I. インバウンドのさらなる拡大に向けた各地の誘客体制・能力の強化

1. 訪日外国人旅行者の受入拡大に向けた観光基盤づくり

(1) 訪日ビザ発給要件の戦略的緩和、トランジット旅客の取り込み推進

訪日ビザの発給要件の緩和については、経済成長が著しいアジア諸国やその他訪日旅行が拡大する可能性の高い国を優先して、緩和や免除を進めることが重要である。未だビザが必要とされる中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシアをはじめ、ミャンマー、カンボジア、ラオスを対象とした戦略的な緩和を進めていただきたい。併せて、旅行者の利便性向上を図るため、インターネット上で発給する電子ビザの導入が望まれる。

また、国際線通過旅客（トランジット旅客のうち日本に入国しないで乗り継ぐ予定であった者）が、乗り継ぎ時間を利用して日本国内で観光ができるよう、寄港地上陸許可制度（ショアパス）の積極活用を図るとともに、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度の導入を検討していただきたい。

なお、被災地を含め東北地域が一体となってインバウンド増加に取り組むために、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次ビザの発給について、青森県・秋田県・山形県をその対象に追加していただきたい。さらに、復興・創生期間にあわせて5年の延長が決定した「被災地3県を訪問する外国人に対する査証料の免除」についても、同様に対象の拡大を望む。

(2) C I Q（税関・入管・検疫）体制の整備・強化

訪日外国人旅行者が、1年で約2倍に急増する中、従来の出入国手続きの体制では対応しきれない状況が生じている。円滑かつ快適な出入国手続きが行われるよう、空港・港湾における顔認証等最先端技術の導入のための予算の拡充やOB人材の活用等による人員の確保を図り、C I Qに係る体制強化を促進していただきたい。

特に、海外臨船審査（前寄港地等から入国審査官がクルーズ客船に乗船し、本邦への入港前に外国人乗客に対して審査）は、着岸後の審査時間の短縮、観光時間の確保に効果的な方策であり、旺盛なクルーズ需要への対応という面からも、さらなる拡充が必要である。

また、食品類は、諸外国の検疫条件によって当該国への持ち込み禁止商品が異なっており、国内小売店の現場では、外国人旅行者への販売に際し、持ち込み禁止の対象食品であるか否かの判断、説明ができず対応に苦慮するケースがある。小売業者をはじめ、生産者、卸売業者等の関係者に対し、検疫制度の周知・徹底を図り、検疫条件等を図示した外国語併記のポスターを配布するなど、分りやすい情報提供を行っていただきたい。

(3) 地方空港への路線拡大等による訪日外国人旅行者の各地への分散

空路による訪日外国人旅行者の約85%がゴールドルート¹の出入口となる空港を含む特定の空港に集中しており、これに伴い、滞在先も主として空港が所在する特定都市に集中している。また、日本人による海外旅行は、約9割が成田、羽田、中部、関西の4空港の利用によるものである。

地域において、好調なインバウンド需要を取り込んでいくために、全国の地方空港を通じて外国人旅行者を直接呼び込み、地方創生につなげていくことが重要である。

地方自治体は、海外との地域間交流を促進するとともに、地方空港への外国エアライン、特にLCCの就航を促進すべく、着陸料の軽減や空港からの二次交通整備、地域住民の空港利用促進などの取り組みを積極的に推進する必要がある。

また、国は、こうした地方自治体の活動を支援すべく、C I Qの体制強化のみならず、着陸料軽減制度の拡充や空港からの二次交通整備等に関する支援策のさらなる強化を図っていただきたい。併せて、「大都市圏と地方」、「地方と地方」を結ぶ国内線の拡充や鉄道・バス等の共通パスの普及、地方空港における外貨両替所設置に対する支援についても、推進する必要がある。

【参考】

- ・ 静岡県では、富士山静岡空港への国際路線誘致に向け、イン・アウト双方の需要拡大に努めている。平成 23 年に県内企業向けに「企業サポーターズクラブ」（入会金・年会費無料）を立ち上げ、空港利用した際に旅費の一部をキャッシュバックする制度を設けた。また、地元旅行会社と連携しチャーター便の運航を促進。首都圏へのアクセス、富士山、温泉、食といった魅力と初年度の着陸料免除等を PR することで、22 年に 2 だった国際路線が 27 年には 16 に拡大。
- ・ 東アジアからの訪日外国人旅行者が多い要因として、日本各地への豊富な航空路線があることが挙げられる。例えば、韓国は 14 空港、台湾は 17 空港、香港は 7 空港に直行便があり、今年に入ってもそれぞれの訪日客は 48.0%、35.0%、40.4%増加している。
- ・ 地域の国際交流を支援する制度として、JETRO の「地域間交流支援事業（RIT 事業：Regional Industry Tie-up Program）」や自治体国際化協会（クレア）の「国際交流支援事業」などがある。

（４）「交流拠点都市」の特区認定等による地域観光圏の形成促進

各地への旅行者の分散化を図るには、その拠点となる都市・地区が必要であり、そこに重点的な支援策を講じることが求められる。

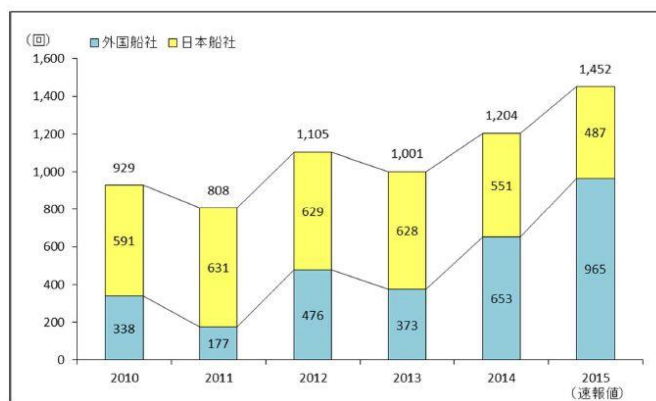
日本商工会議所が、かねてから提案している「交流拠点都市」は、優れた観光資源を有し、地方空港や高速鉄道、高速道路等の交通インフラを備えつつ、地域鉄道やバス等の二次交通（地域公共交通）が整備され、海外と双方向の送客システムの構築が見込まれる都市を想定している。こうした都市とその周辺地域を特区として認定し、宿泊、道路利用、通訳案内など観光関連の規制緩和を行うとともに、交通インフラ整備や海外プロモーション事業に対する財政支援を行うことで、地域での観光圏形成を促進する必要がある。

（５）クルーズ船の受入拡大に向けたハード・ソフト整備の推進

クルーズ客船の入港による経済効果は大きく、クルーズ船の大型化（乗客 4,000 人超）など、さらなる訪日外国人旅行者の拡大や各地への誘客促進が期待される。

今後、より多くのクルーズ客船が全国各地に寄港できるよう、受入体制の強化が必要であり、政府は、C I Q 手続きの一層の迅速化のみならず、旅客船ターミナルの整備や周辺地域への誘客を促す交通インフラの整備等、ソフト・ハード両面での対応への支援を強化いただきたい。

わが国港湾へのクルーズ船の寄港回数



出所：国土交通省

【参考】

- ・ 近年、世界のクルーズ人口は急速に増加し、10 年前の約 2 倍になっている。特にアジア域内では、大型クルーズ客船による低価格なカジュアルクルーズの提供が開始されたこ

とにより、クルーズ市場が急成長している。

- ・わが国への大型クルーズ客船の寄港も増加し、2015年の訪日クルーズ旅客者数は、約111.6万人（速報値）となっており、特に、中国からのクルーズ船の寄港増加に伴い、九州における寄港数が急増している。

（6）貸切バスの需給逼迫への対応と路上混雑の解消

訪日外国人旅行者向け貸切バスは、今後も旺盛な需要が見込まれることから、平成28年9月末まで延長されている営業所の隣接県を臨時営業区域とする特例措置のさらなる緩和や恒久化など、貸切バスの営業区域制度を緩和していただきたい。

また、バス事業者の課題となっているのが運転手の担い手不足である。法令を遵守している優良な事業者には、バス乗務員の確保に向けて、女性の活用、大型2種免許取得要件の条件付き緩和等、様々な方策の検討が必要である。一方、貸切バス利用者の安心・安全を確保するために、貸切バス事業者に対する国の監査体制を強化するとともに、日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進が求められる。

さらに、都市部においては、貸切バスによる路上混雑が生じており、周辺の事業者等より対応を求める声があがっている。主要駅や空港等に加えて、まちなかにおいても貸切バス専用の乗降スペースや駐車場の確保が必要である。

【参考】

- ・貸切バス運送の安全を適切に確保し、訪日外国人旅行者の増加に対応することを目的に、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成19年9月13日付国自旅第139号通達）により、外国人旅行者向けの貸切バスを対象に、①営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）を臨時営業区域とする、②①のほかに営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず、臨時営業区域とすることができる、という特例措置が、28年9月末まで延長されている。

（7）多様な宿泊施設の提供による宿泊供給能力の拡大

訪日外国人の急増によって、大都市におけるホテルを主とした宿泊施設の需給が逼迫している。宿泊施設の供給制約が訪日の阻害要因とならないよう、宿泊施設に対する民間投資を促進するため、税制上の優遇措置やREVIC（地域経済活性化支援機構）、日本政策投資銀行等による地域活性化ファンドを活用した金融上の支援措置を拡充していただきたい。

また、多様な宿泊ニーズに対応した受入環境の整備を進めることが重要である。宿泊施設の多様化は、旅行者の選択肢を増やし、新たな需要創出につながるほか、古民家や空き家、別荘等の遊休施設の活用は社会課題解決にも有効である。

旅館は、大都市においても未だ宿泊者受入の余地が大きく、旅館ならではのおもてなしが評価されつつある中で、外国人のニーズにあった、トイレ等施設の改修、外国語の案内表記、無料無線LANの設置、泊食分離料金の導入、カード決済への対応等に取り組むことで、新たな需要を獲得し、増大するインバウンドの受け皿となることが期待され、こうしたイノベーションに積極的に取り組む事業者への重点的支援が求められる。

また、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断・改修に対する支援を継続・拡充していただきたい。

自宅等を宿泊施設として活用する民泊は、大都市圏のみならず、宿泊施設の不足等を背景に滞在型観光が進まない地域や、農林漁村体験、田舎生活体験が可能な地域にも有効な取り組みであり、地域経済の潜在成長力を高めるものである。そのため、官民一体となつて、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させる制度設計の検討を進める必要がある。

なお、インターネットを通じて民泊サービスを提供する仲介事業者は、現在、旅行業法や旅館業法の登録等の義務はなく、その責任は明確になっていない。仲介事業者については、部屋の貸し手が旅館業法や国家戦略特区などの関連法規に基づき適正にサービスを提供しているかどうかの確認を求め、違法なサービスの仲介を禁止するなど一定のルールが求められる。

【参考】

- ・ 政府では、民泊を活用するため、旅館業法の政令を改正し、4月1日より施行した。民泊を旅館業法上の簡易宿所に位置付けることで、民泊サービスを繰り返し提供する貸し手は、営業許可の取得が義務化される。行政側が民泊の実態を把握することが容易になり、衛生・安全の確保や近隣住民とのトラブル防止、既存の宿泊施設等との競争環境の整備が期待される。
- ・ 国家戦略特区の特例措置である短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外（外国人滞在施設経営事業）は、国家戦略特区法施行令の規定により、指定区域における条例制定が必要。現在、東京都大田区と大阪府・大阪市で条例が制定され、1月から大田区で事業が開始されている。

（現行制度上、実施可能な民泊）

民泊の種類	対 象	旅館業法との関係
国家戦略特区 (外国人滞在施設経営事業)	一定の要件を満たす特区内の施設を賃貸借契約に基づき条例で定めた期間（7～10日）以上、外国人旅客に提供するもの	適用除外
農林漁業体験民宿業	農山漁村余暇法に基づく農林漁業体験民宿業のうち、農林漁業者が営むもの	適用あり 構造設備基準の特例（簡易宿所の客室延床面積33㎡以上の基準を適用除外）
イベント民泊	年1回（2～3日程度）のイベント開催時に、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの	適用なし（反復継続性がなく「業」に当たらないと判断。旅館業に該当しない）

2. 訪日外国人旅行者の利便性向上に向けた取り組みの推進

(1) 多様なニーズに対応した通訳ガイドサービスの提供

訪日外国人旅行者の急増に伴い、各地における通訳ガイド不足と多様なニーズへの対応が課題となっている。そのため、現在、観光庁で進めている通訳案内士制度の見直しにあたっては、総合特別区域法や構造改革特別区域法等で認められている特例ガイドを全国に拡大し、地方自治体が地元のニーズに沿った通訳案内士サービスを提供できるよう制度の見直しを行っていただきたい。

また、多様化するニーズへの対応については、通訳案内士の資格取得後の研修・更新制度を導入し、質の向上と業務内容の明確化を図る必要がある。

【参考】

- 政府では、通訳案内士の確保に向けた取り組みとして、試験合格を要せず、地方公共団体が独自に行う研修を修了すれば、一定区域内において、有償ガイド行為を可能とする「特例ガイド制度」を下記により導入している。

	通訳案内士 (通訳案内士法)	地域限定 通訳案内士 (外国人観光旅客の旅行の 容易化等の促進による 国際観光の振興に関 する法律)	特例ガイド						
			地域特措法				中心市街地 活性化法	総合特区法	構造改革 特区法
			福島復興 再生特措法	沖縄復興 特措法	奄美群島 復興開発 特措法	小笠原諸 島復興 開発 特措法			
役割	高度な語学能力、 案内知識を備え、 幅広いニーズに 対応	一定レベルの語学力、各 県内に関する知識を備 え、各県の観光振興等 に貢献	各地域の個別のニーズに対応するための語学力、知識を備え、簡易な手続きで資格付与						
取得 条件	国の試験	都道府県の試験	地方公共団体の研修						
施行日	昭和24年 6月15日	平成18年 4月1日	平成24年 5月31日	平成24年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 7月3日	平成24年 4月1日	平成27年 9月1日
対象 地域 (主体)	全国	外客来訪促進計画 を策定した地域 (都道府県)	福島県	沖縄県	鹿児島県	小笠原村	中心市街地 活性化基本 計画を策定 した地域 →極めて限 定された地 域	総合特別区域 計画を策定 した地域 (都道府県又 は市町村) →今後、新規 認定はしない	構造改革特 別区域計画 を策定した 地域 (都道府県又 は市町村)
言語	10カ国語	地域の需要に応じた言語	地域の需要に応じた言語						
登録者 数	19,033名	379名(6道県) ※現在は沖縄県のみ実施	651名(平成27年6月1日)						
			84名	199名	—	—	—	368名 (6地域)	6

(資料) 観光庁

(2) 観光案内等の多言語対応推進に向けた支援強化

訪日外国人旅行者の増加に適切すべく、地域における多言語対応の推進強化が重要である。政府は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づき、英語表記、ピクトグラムの普及を軸に、国において統一した共通の外国語表示の整備への支援策を強化とともに、多言語音声翻訳システムなど、地域におけるICTの有効活用を推進していただきたい。

【参考】

- 政府は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定したほか、東京都では多言語対応協議会を設置し、国・関係地方公共団体・民間の参画のもと、多言語対応を官民一体で推進している。

(3) 公共交通機関の共通パスの発行等による旅行者の利便性の向上

公共交通機関の乗り継ぎに係る乗車券の購入や文化・観光施設等での入場料の支払いは、外国人旅行者にとって煩雑である。旅行者の利便性向上、移動の円滑化、費用の低廉化等を図るため、交通系 I C カードを活用し、公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入を推進していただきたい。その際、施設側で設置が必要となる端末機器の導入に対する支援策が望まれる。

また、交通系 I C カードと旅行者のパスポート情報等を紐付け、免税手続きやホテルチェックインでの活用など、様々な活用策を検討していただきたい。

【参考】

- ・ わが国の公共交通における I C カードは、Suica 等の 10 種類が全国で相互利用が可能であり、カード 1 枚で電車、バス、タクシー、買い物ができるなど利便性が高い。
- ・ スイスでは、スイス国鉄をはじめコンソーシアムに加盟する鉄道会社の路線、湖上汽船、主要都市のトラムや市バス等の公共交通機関で利用でき、かつ 400 ヲ所以上ある博物館や美術館の入場ができるトラベルパスとして「スイスパス」が発行されている。

(4) 訪日外国人旅行者に対する決済システムの整備

訪日外国人旅行者の消費行動における利便性を向上させるため、全国で海外発行のカード対応 ATM の設置を促進するとともに、ATM の場所や利用方法について、外国人旅行者への周知を行なっていただきたい。

また、政府は、現金決済が中心である中小規模の飲食店・小売店や、外国人旅行者の利用が増加している旅館や鉄道・タクシー、美術館・博物館等においても、クレジットカードの利用が進むよう普及啓発や導入への支援を行なっていただきたい。

(5) ムスリム・ベジタリアンなどの文化・習慣の異なる旅行者の受入対応の向上

訪日外国人旅行者の受入拡大と安定的な確保を推進するためには、ムスリムやベジタリアン・ビーガンなど、多様な人種、宗教、文化、食事等の生活習慣に配慮した受入環境の整備を進める必要がある。政府は、「国別接客マニュアル」などを作成し、旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設等での普及啓発を図っていただきたい。

(6) 旅行者の安心・安全の確保に向けた取り組み

日本での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考慮しておく必要がある。特に、観光分野においては、来訪者の安心・安全を確保するため、ハード面における災害対策の推進はもちろん、災害時における交通・宿泊・食事等の安全確保やそれらに関する情報提供、事業者との連携、治安維持、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施による危機管理体制の強化を図る必要がある。以下、以下の対応が求められる。

- ① 地方自治体・事業者・自治会等との連携による災害時情報提供ポータルサイトの構築と普及、的確な災害情報発信システムの整備
- ② 宿泊施設や観光施設の災害時の初期対応を含む危機管理マニュアルの整備、その周知のためのセミナーや研修、防災訓練等の実施、ICT を活用した緊急時外国語災害情報の発信

- ③ 災害時における通信手段確保のための、公園・公民館・学校・体育館等の公共施設における無料公衆無線LAN環境の整備
- ④ 在日公館や運輸機関との連携による大規模災害・危機後の訪日外国人旅行者の安全（避難・誘導・供食対策）かつ確実な帰国への支援策の策定と、危機発生直後の復旧に向けた計画策定、およびその実施体制の整備

【参考】

- ・ 沖縄県は、台風や地震などの災害発生時に、県内関係者が連携して観光客の支援や観光産業の回復を図ることを目的に、「県観光危機管理基本計画」を取りまとめ、平成 27 年度に、この基本計画に基づき、実行計画を策定した。
- ・ 箱根町は、平成 27 年 3 月に、観光客や住民等の命を守るための対策を最優先することを基本方針にした、「箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」を作成。
- ・ 観光庁では、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」に基づき、外国人旅行者が日本滞在中に不慮のケガ・病気になった際の対応として、本年より、①訪日外国人旅行者受入可能な医療機関約 320 のリストの JNTO ホームページに掲載、②日本滞在時の医療機関利用ガイドの作成、③訪日外国人旅行者向け海外旅行保険加入促進プロモーションの実施、④観光庁および地方運輸局観光部等に自治体向け「安心・安全対応相談窓口」を設置、の 4 つの取り組みを開始。

3. 訪日外国人旅行者拡大のための国際的プロモーション

(1) オールジャパン体制による戦略的な訪日プロモーションの展開

政府は、日本政府観光局（JNTO）とクールジャパン機構、日本貿易振興機構（JETRO）との連携を強化し、一元的かつ責任を持って訪日プロモーションを促進する体制を構築していただきたい。

また、日本の地方テレビ局が制作した観光番組をはじめ日本のコンテンツを、海外のメディアで放送することは、日本への送客プロモーションや、映画等のロケーション誘致に非常に有効であるが、民間ベースでは実現が困難な状況にある。政府は、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）と JNTO 等との連携を強化しつつ、海外メディアの放送枠の確保と地域発の観光情報・コンテンツの供給を強力に推進していただきたい。

【参考】

- ・ 大手商社では、1990 年代からシンガポール地上波放送局と連携して「Japan Hour」の放送を実施。現在、アジア・オセアニアを中心に 24 の国・地域向けに毎週土曜日に、日本のテレビ局制作の「土曜スペシャル」（日本の各地観光名所、名物料理等を紹介する番組）を配信。



「Japan Hour」のホームページ

- ・ 東北六県商工会議所連合会は、J-LOP を活用して、昨年ミラノで開催された国際博覧会（万博）のジャパンデーに、「東北六魂祭パレード」を実施した。東北県都の 6 祭と福島県内の 4 祭に加え、海外でも人気の高い日本のキャラクターが参加したパレードを一目

見るべく、沿道には6万人もの観客が詰めかけた。

(2) 日本の魅力を発信していくための世界遺産登録のさらなる促進

ユネスコの世界遺産に登録されている日本国内の文化・自然遺産は19件（文化遺産：15件、自然遺産：4件）あり、そのほとんどが大都市圏以外の地域にある。世界遺産は、国内外の旅行者の訪問動機につながり、訪日外国人旅行者の各地への分散にも有効である。国や地方自治体は、世界遺産登録時のみならず、登録後の当該施設・自然等の保全・維持および観光客の受け入れ体制の整備を強力に支援いただきたい。

II. 地域資源を活用し、まちづくりと一体となった国内観光の促進

1. 観光客を呼び込む魅力あるまちづくりの推進

(1) 持続的な観光地経営の実現に向けたDMOの形成支援の拡充

観光を地方創生につなげていくためには、各種データを収集・分析し、明確なコンセプトを持った観光戦略を作成した上で、地域が自ら魅力ある観光資源開発を行い、受入環境整備を進め、他地域等との連携による魅力の多様化や広域・周遊化を図り、効果的・継続的な情報発信を行い、一定の収入を確保し観光振興を事業として確立することが必要である。こうした持続的な観光地経営を実現するためには、自治体や観光協会、観光関連事業者、地域経済団等を一体化した体制づくりが必要であり、そのために政府はDMOを推進し、昨年12月に登録制度をスタートした。しかし、未だDMOについては理解が進んでおらず、わかりやすい名称を決め、引き続き、DMOに対する地域の理解醸成のための活動を実施していただきたい。また、DMOが地域における観光振興の牽引役となるためには、体制の構築とともに、自治体による目的税の導入など事業遂行に必要な財源の確保が不可欠である。

政府は、新型交付金による財政支援や関係府省庁で構成される連携チームによる支援体制を強化し、DMOの形成・確立を強力に支援していただきたい。また、マーケティングに基づく戦略策定、関係者の合意形成、商品造成など、専門技能が求められるDMOの人材の育成支援の仕組みを構築していただきたい。

なお、DMOについては、現在、機関の設置に関心が集中しているが、重要なことは、どのような組織を形成するかではなく、DMOが観光地経営の司令塔として、いかに地域の多様な関係主体との連携を図り、具体的な取り組みを推進していくかということであり、各地DMOに対する支援策を明確化し、強化していただきたい。

【参考】

- ・観光庁は平成27年12月から、DMOの候補となり得る法人（地方公共団体と連携して観光地域づくりを担う法人）の登録制度をスタート。28年2月26日現在、24の候補法人が登録されている。

(2) まちの賑わい創出に向けた空間整備の推進

①まち歩きに適した歩行者空間の整備の促進

歩行者優先の都市空間整備は、世界的な潮流となっている。旅行者が訪問地でまちを歩き、人と触れあい地域の生活・文化を感じることができる賑わい空間の整備は、魅力的な観光まちづくりを進める上で重要である。

地域は、道路を活用したイベントやオープンカフェの設置、景観に配慮した案内表示の配置等を促進することで、まちなかの賑わい創出、まち歩き観光を促進することが必要である。その際、道路空間の利用には、道路交通法に基づき所轄警察署長による道路使用許可が必要であり、許可の柔軟化や手続きの簡素化を図っていただきたい。

また、都市公園や海上公園等におけるイベントの実施やオープンカフェ等の設置、歴史的建築物や文化施設をレストラン、カフェ等として活用する取り組みについても、行政手続きの簡素化が求められる。

【参考】

- ・横浜市の日本大通り活性化委員会は、平成18年4月から道路の占有・使用許可を受け、「日本大通りオープンカフェ」事業をスタート。このエリアは歴史的建造物が多い官公庁街であり、横浜市の観光スポットともなっている。様々な個性を持つ店舗がオープンカフェに参加しており、日本大通りの魅力が向上している。
- ・高崎商工会議所（群馬県）と高崎市は、都市再生特別措置法の改正を受け、25年から中心市街地の道路空間を利用した「高カフェ」をスタート。約15店舗の店先にオープンカフェが設置された。また、自転車無料貸し出しサービス「高チャリ」事業も実施し、26年度の中心市街地の通行量調査では、24年度比10.6%増の延べ17万5,288人となった。



日本大通りのオープンカフェ（横浜市）



統一パラソルでまちなかの景観向上（高崎）

②景観の改善・保全に向けた電線類の地中化・無電柱化の推進

電線類の地中化・無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保をはじめ、災害の防止、良好な景観の形成、歴史的まちなみの保全などの観点から、一層推進していただきたい。

(3) 歴史的建築物や「空き建築物」など既存ストックの有効活用

①歴史的建築物の利活用促進

わが国には、観光にとって魅力的な資源となる特別史跡や古民家・町屋、武家屋敷をはじめとする歴史的建築物が数多く残されているが、関連法制の煩雑な手続きや縦割り行政により、他の観光先進国に比べ、その活用が進んでいない。

日本文化の発信や、増加する外国人旅行者のニーズへの対応を図るため、国家戦略特区で認められている建築基準法、消防法の規制緩和や旅館業法の特例措置を、広く全国に拡大していただきたい。

また、こうした施設を地域資源として有効活用できるよう、観光ファンド等を通じた地

域金融機関による投資促進や支援制度の創設、PPPの促進などを図る仕組みづくりが必要である。

【参考】

- ・ スペインでは、古城や地方特有の建築など文化財としての建築物を国営のホテルとして提供するパドールという仕組みがある。この制度は、文化財の保存や修復の費用を生み出すとともに、旅行者には高い満足を与え、国の歴史と文化への興味を促すものとして評価されている。また、イタリア・アルベロベッロでは世界遺産であるトゥルツリと呼ばれる地方特有の伝統的家屋に宿泊することができる。
- ・ 国家戦略特区として指定された兵庫県養父市においては、古民家等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することが、特例として認められている。
- ・ 国指定の特別史跡は、大阪城や登呂遺跡島など全国に61カ所あり、特別史跡内に観光客向けの食事処や土産店などの施設を新たに設置するには、文化財保護法（第125条第1項）の規定によって、文化庁長官の許可が必要となる。また、史跡の重要性や所在地によって、許可申請先が文化庁長官、都道府県教育委員会、市教育委員会など異なる（文化財保護法施行令第5条第4項）。
- ・ 奈良県は、東日本大震災の被災地である東北地方以外で、唯一、訪日外国人・日本人宿泊者のいずれもが震災前よりも減少している県である。これには様々な要因が考えられるが、多大な地下埋蔵の歴史・文化遺産が、新たな宿泊施設建設のネックとなっており、民家や寺社関連施設の有効活用が、宿泊容量拡大のひとつの有効な方策と考えられる。
- ・ (株)日本政策投資銀行および(株)地域経済活性化支援機構等は、「観光活性化マザーファンド」を設立し、地域金融機関等との連携により、観光産業を通じた地域経済の活性化を支援。ファンドによる出資で、担保資産になりにくい古民家を再生し、宿泊・飲食・婚礼施設として運営する事業体への投融資などの実績がある。

②商店街の空き店舗や廃校などの「空き建築物」の再利用促進

地域に点在する商店街の空き店舗や廃校などの「空き建築物」を、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大を図ることができる。しかしながら、建築基準法上、用途変更を行う場合は、建築基準に適合させるための改修を行ったうえで建築確認を行う必要があり、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。

耐震性の確保など一定の安全基準を満たすことを前提に、地域に眠る空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制の見直しとともに、その支援策を講じていただきたい。

【参考】

- ・ 東京都豊島区では、空き建築物の大規模改修（リノベーション）を核としたまちづくりを展開。行政が空き家活用の条例化や認証制度に基づいた融資制度などの環境整備を行なうことで、民間事業者が空き家を店舗や子育て世帯向けの住居に再生することを促す。

(4) 水辺空間の整備と舟運ネットワークの構築による賑わい創出

水辺の周辺には歴史的な観光資源があり、これらをつなぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値がある。新たな舟運ルートの開発に対する支援、運行に係る届出手続きの簡易化を行うとともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用に関する仕組みづくりを推進する必要がある。

また、近年、河川法の運用の弾力化が図られているが、現状では水辺の観光施設等の整備が遅れ、水辺の活用が進んでいない。水辺空間の賑わい創出に向けて民間利用を促進するために、河川敷地の利用に関する規制緩和を進めるとともに、市町村等と河川管理者が連携して、賑わいづくりに資する施設整備およびその活用について「かわまちづくり支援制度」を利用して積極的に推進をされたい。

加えて、河川空間における景観の統一、緑化の推進を図ることで、水上からの景観向上に取り組むことも重要である。

【参考】

- ・ 静岡県島田市には、大井川に架かる世界一長い木の橋「蓬莱橋」がある。地元行政や商工会議所などでは、その周辺に、観光施設等を整備し、賑わい空間の創出を目指し、河川管理者共々計画を進めている。
- ・ 「かわまちづくり支援制度」は、市町村等が水辺の整備・利活用計画に基づき行う取り組みに対し、河川管理者がハード・ソフト面で支援を行うもの。ハード支援の内容は、治水上および河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備に限られており、賑わいづくりに資するレクリエーション性の高い設備は自治体が整備する必要がある。



蓬莱橋（静岡県島田市）

(5) 地域交通の観光への活用促進

① 二次交通の観光資源化

新幹線等、高速交通インフラの整備は、広域ネットワークの強化、交流人口の増加につながる一方で、ストロー現象を生む可能性を有している。新幹線の停車駅等と周辺地域とを接続する地域鉄道、バス等の二次交通網の整備とミッシングリンクの解消を促進し、地域への誘客につながる観光ルートの整備・構築を推進することが必要である。また、国による整備への強力な支援が求められる。

特に、全国に91ある地域鉄道は、地域住民の足であるばかりでなく、地域の経済活動の基盤でもあり、観光列車としての活用など、その維持・活性化を図る取り組みを促進する必要がある。

【参考】

〔イベント列車による観光振興と鉄道の維持（岐阜県恵那市）〕

- ・ 明知鉄道はイベント列車「急行大正ロマン号」の通年運行を通じて、地域の観光振興と地域公共交通インフラとしての鉄道路線の維持とを両立させている。
- ・ 「急行大正ロマン号」は通常車両に食堂車を増結して、地域の食材を使った季節ごとのお弁当を提供。乗客の復路乗車券をフリー切符にして、沿線地域への周遊を促進。平成 23 年度の同車両の売上は、年間乗車人数・収入とも前年比 10%強の増加となった。鉄道路線の維持に経営面から寄与している。



〔小型プロペラ機による離島観光の促進（鹿児島県奄美群島）〕

- ・ (株)ジャルパックでは、沖縄と鹿児島間の離島を結び、地域交通の担い手となっている日本エアコミューターの小型プロペラ機に乗り、奄美群島の離島を飛び回る旅を実施、2日間で16回搭乗。離島を結ぶ飛行機は、住民の重要な生活の足、物資補給の交通インフラとして欠かせないが、国からの援助が切れると、就航を維持することは極めて難しい状況。
- ・ 本ツアーは離島に就航する飛行機の乗客者数を増やし、離島就航便を盛り上げようと実施されているもの。



②自転車走行空間の整備とシェアサイクルの利用促進

自転車を、生活に密着した交通手段としてだけでなく、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割として位置付け、自転車専用レーンの整備や駐輪場の確保など、安全で快適な自転車走行空間の形成を推進する必要がある。また、自転車シェアリング事業のさらなる利便性の向上を図るため、国道等への専用駐輪施設の設置に積極的に取り組むとともに、現状において設置が困難である都市公園においても設置が可能となるよう、規制緩和が求められる。

【参考】

- ・ 自転車シェアリングによって、自動車から自転車への転換による環境負荷の低減、回遊性の向上による地域・観光の活性化が期待できる。群馬県高崎市や石川県金沢市、兵庫県姫路市、福岡県北九州市など、その動きが全国に広がっている。
- ・ 広島県尾道市と愛媛県今治市が連携し、全長 70km の海の道をサイクリングできるよう、「しまなみ海道」に 15 カ所のレンタルサイクルターミナルを設置し、乗り降り自由のレンタルサイクルを運営している。

(6) スポーツ・文化芸術資源を活用した観光振興の推進

従来、文化庁は、文化財の保存、継承を主眼としてきたが、昨今、文化庁では、地域の歴史、文化、伝統に関する「日本遺産」認定制度を設けるとともに、重要文化財・重要伝統的建造物群保存地区などの公開を促進する支援事業を行っている。また、昨年10月には、スポーツ庁が設置され、「地域スポーツコミッション」への支援等、スポーツによる地域・経済活性化への取り組みを強化している。

全国各地の魅力ある文化芸術や郷土芸能、祭り、スポーツイベントは、地域の貴重な観光資源であり、有効に活用することで、交流人口の拡大につなげることができる。特に、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2021年ワールドマスターズゲームは、日本にとって、スポーツイベントを通じた観光振興への取り組み強化の契機となることが期待される。

特に、欧米からの旅行者は、日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きく、祭り・郷土芸能・文化芸術を観光資源として活用することは、各地への誘客を促し、新たな日本のファンづくりにつながる。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムとして活用することも有効であり、国・地域が一体となり、文化プログラムと連動した地域の観光振興の相互発展を強力に推進していくことが求められる。

また、世界遺産については、観光庁、文化庁、外務省が密接に連携し、登録を強力に支援いただきたい。

【参考】

- ・ 「日本遺産 (Japan Heritage)」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことで、地域の活性化を図ることを目的としている。平成27年度に認定されたストーリーは18件。
- ・ ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会では、大会の4年前から演劇や音楽、ダンス、美術、文学、映画、ファッション等の多角的な文化や英国の魅力を紹介する文化プログラムが企画され、参加者数は延べ4,340万人、総事業費は220億円にのぼり、ロンドンだけではなく英国全土1,000カ所以上で実施された。わが国においても、日本各地の文化資源を積極的に活用し、日本の文化芸術によって、世界の人々を魅了し、様々な人が参画できるイベントやプロジェクトが実施されることが期待される。
- ・ スポーツ庁と文化庁、観光庁は、本年3月に包括的連携協定を締結。当面の連携・協力の観点として、「2020年オリンピック・パラリンピックの文化プログラムの推進」や、「文化・スポーツ資源の融合による観光地域の魅力向上」「訪日外国人旅行者を地域へ呼び込むための受入環境整備やプロモーションの推進」などを掲げている。

(7) 参加体験型のレジャー需要の高まりを踏まえた新たな観光ニーズの掘り起し

国内のレジャー市場では、遊園地、テーマパークやライブ、エンターテインメントなどの参加体験型の需要が高まっている。また、近年のマラソンや自転車ブームによるスポーツツーリズムや、農業・林業体験をテーマとしたエコツーリズム、グリーンツーリズム、そして各地の祭りにおいても、「見る観光」から「体験する観光」へのシフトの動きがある。

これらに加え、世界遺産や産業観光、街道観光など、様々なテーマによる観光の振興が各地で図られており、より付加価値の高い観光プログラムが必要とされている。各地がそれぞれに行っている取り組みについて、テーマごとに地域のネットワーク化を図り、共同プロモーションを図ることで、新たな旅行需要を掘り起こすことが必要である。

(8) 誰もが安心して旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムの促進

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して、旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムの促進は、増大する高齢者の旅行需要を喚起するとともに、2020年パラリンピック大会の受入体制の整備にも資する。平成28年度より、観光案内所にバリアフリー相談窓口の機能を付加するモデル事業が始まるが、既存の受入拠点と観光案内所の連携や、バリアフリー情報の発信強化を着実に進めていただきたい。

2. 観光ニーズの掘り起こしに向けた取り組みの促進

(1) 将来の観光市場拡大のための若者の旅行促進

① 観光教育と教育旅行の促進

国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられており、シニア層を対象とした公共交通の割引制度や旅行商品が充実している。一方で、旅行市場を活性化し、地域を訪れる旅行者を増やすには、未来を担う若年層の旅行を促進する必要がある。

年齢が若い旅行者ほど、地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるほか、旅行経験が多いほど、今後もさらに旅行したいという意向を持つという調査結果もある。政府には、小学校から大学までの学校教育における観光に関するプログラムの導入を検討いただき、地方自治体においては、観光部局と教育部局の連携を強化し教育旅行の一層の促進を図っていただきたい。

また、東日本大震災により被災した地域への教育旅行の推進により、震災・津波の脅威を体感し、震災の教訓と防災や復興への取り組み等を学ぶ機会を広げていただきたい。

② 若者のパスポート取得等の軽減

若者による国際交流の促進、グローバル人材の育成という観点からも、若年層がパスポートを取得する際の発給手数料の減額等の措置を講じていただきたい。また、民間においては、若者向けの旅行商品やフリーパス型の優遇商品の造成などの取り組みが必要である。

【参考】

- ・ 日本のパスポートの取得費用は通常、10年間有効な旅券（20歳以上）が16,000円、5年間有効な旅券（12歳以上）が11,000円、同（12歳未満）が6,000円。なお、20代のパスポート取得率は、平成元年の8.6%に対して26年は5.9%（前年比▲2.7%）となっている。
- ・ 日本のパスポート保有率約24%に対して、米国が約40%、カナダが約60%、オーストラリアが約50%、NZが約75%、英国が約80%となっている。
- ・ 新潟空港整備推進協議会（会長：泉田新潟県知事、事務局：新潟商工会議所）では、新潟空港の利用拡大と県民の出国率の増加を図るため、学生等の団体が新潟空港国際線等

を利用して海外への修学・研修旅行を行う場合のパスポートの取得費用の一部を助成する事業を、平成28年4月より時限的に行っている。また、袋井商工会議所では、国際社会で活躍する人材育成に貢献すること等を目的に、平成28年1月、静岡県立袋井商業高校（静岡県袋井市久能）にパスポートの取得費を提供する事業を行っている。

（2）特定時期に集中する旅行需要の平準化を図る休暇取得の促進

日本における有給休暇の取得率は他の先進国と比べて低く、1カ月程度の長期休暇を取得する文化・慣習がない。このため、日本人の旅行需要は、ゴールデンウィークやお盆、年末年始に偏在し、結果として公共交通機関、高速道路、観光地等の混雑や旅行費用の高額化が生じている。また、こうした季節的・时期的な需要偏在（波動性）は、観光産業の安定雇用や生産性向上の阻害要因となっている。

国内観光の活性化のためには、長時間労働の削減や健康経営の普及を進め、国民一体となって休暇取得と観光に対する国民の意識の向上を図り、旅行者が自分の希望する時期に旅行することができ、結果として観光需要の平準化につながる取り組みを推進していく必要がある。

（3）大都市市場に対する各地域からの観光プロモーションの促進

現在、東京都内には約90のアンテナショップが設置されており、常時、東京では各地の催事や観光プロモーションが行われている。

東京は、国内外から多くの旅行者が集う地域であり、国内外の交通ネットワークの拠点として、各地への送客地としての役割も担っている。地方自治体は、東京を各地への観光誘客のためのプロモーションの場として積極的かつ効果的に活用していくことが求められる。

また、国・東京都・地方自治体は連携して、地域情報を効果的に発信していくための仕組みを構築していただきたい。

Ⅲ. 観光産業のイノベーションと他産業との連携による人材と投資の獲得

1. 観光産業の「稼ぐ力」の強化と人材の確保・育成

（1）ICTの活用による観光産業の生産性向上

日本の飲食・宿泊業は、諸外国や他業種と比較して労働生産性の低さが指摘されているが、業界の特性として、小規模事業者が多いという特徴がある。政府は、既存の飲食・宿泊業などが取り組むクラウドサービス等を活用した予約・顧客管理や、SNSによるプロモーションなど、ICT導入のための支援を大幅に拡充していただきたい。

（2）地域経済に観光消費を取り込むショッピング・ツーリズムの振興

免税制度の拡充や外国人旅行者の増加によって、大都市では免税カウンターを備えた大型店やチェーン店等で売上の伸びが目立つ。今後、多くの中小小売店や地域の小売店等がインバウンド需要を取り込むことができるよう、中小規模の事業者・商店街に対する免税

制度の周知を徹底し、免税手続き帳票類の簡素化・電子化とあわせて免税手続きに対応する効率の良いレジシステムの導入につき支援していただきたい。

また、シンガポールや韓国、台湾は国を挙げてショッピング・ツーリズムを振興し、グローバルショッパーと呼ばれる買い物に旅行の重点を置く海外富裕層の取り込みを図っている。ショッピングを食・まち歩きに並ぶ観光の重要なコンテンツと位置付け、海外でのプロモーションを強化していただきたい。

【参考】

- ・ 2015年10月時点の免税店舗数は29,047店。このうち、三大都市圏（東京・神奈川・千葉・埼玉・愛知・大阪・京都・兵庫）を除く地域における免税店は11,137店で、2017年に12,000店規模、2020年に20,000店規模へと増加させるという目標が現実的に。
- ・ 平成28年度税制改正によって免税の対象となる最低購入額が5,000円以上に引き下げられた。
- ・ 観光庁と地方運輸局は、訪日外国人旅行者の地方での消費拡大を図るため、日本各地で地域の名産品等の買い物を楽しめる全国46コースを策定し、本年3月からJNTOのホームページで情報発信している。

(3) ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けたMICEの促進

世界全体の国際会議の開催件数は年々増加傾向にあるが、特にアジア・中東・オセアニア地域では急速な経済成長を背景に、過去10年間で約1.6倍に増加している。アジア各国では、国家戦略として大規模なMICE施設を整備するとともに、MICEの誘致・開催への支援強化や、専門人材の育成、そして誘致において重要な要素となる新たな観光資源開発を進めており、MICE誘致競争が激化している。

こうした中、わが国のMICEデスティネーションとしての地位が相対的に低下している。世界のMICE誘致競争に勝つために、海外MICE専門見本市への出展やメディアの招請等のプロモーションを強化・拡大するとともに、コンベンションビューローの取り組みに対する支援の強化が必要である。また、レセプション等の会場として、歴史的建築物、文化施設をユニークベニューとして活用できることは、MICE誘致の競争力強化に効果的であることから、鋭意推進していただきたい。

なお、政府では、「グローバルMICE戦略都市」を認定して支援しているが、認定を受けた都市はいずれも大都市であり、実際の国際会議もほとんどが大都市での開催となっている。地方都市でも地場産業に関連する国際会議の誘致や、地元旅館を活用した宿泊対応、周辺地域を巡るアフターコンベンションなど、地域ならではの取り組みが展開されている。

政府においては、政府主催の国際会議の地方開催をはじめ、大都市でのMICE開催後の地方でのアフターコンベンションやインセンティブツアーを実施するなど、大都市と地方都市との連携や、地方都市が進めるMICE誘致への支援強化が必要である。

【参考】

- ・ 政府は、平成25年6月に「グローバルMICE戦略・強化都市」（現「グローバルMICE都市」）を7都市（東京、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市）選定し、MICE誘致力向上のための支援事業を実施してきた。

- ・ アクション・プログラム 2015 を受け、グローバルレベルのMICE誘致力を有する都市の裾野の拡大を図るため、27年6月、新たに「グローバルMICE強化都市」として、札幌市、仙台市、千葉市、広島市、北九州市の5自治体を選定した。
- ・ 地場産業を活かした取り組みとして、29年に「第8回世界盆栽大会」がさいたま市で開催の予定。誘致にあたっては、盆栽産業の歴史をはじめ、盆栽を授業に取り入れている地元小学校の様子などを紹介し、地域に盆栽文化が強く根付いていることをアピール。
- ・ 22年8月に、「第9回国際計算機情報科学会」が、山形県上山市の「かみのやま温泉」で開催。参加者200人のうち半数近くが訪日外国人。旅館文化体験など、旅館ならでの「おもてなし」が好評。

(4) 観光統計の整備とビックデータの利活用の促進

地域別の旅行者数、宿泊施設の客室数・稼働率や空港容量、交通手段、通信環境など、正確な基礎データの整備が不可欠である。政府は、こうした観光統計を早急に整備し、地域に対して一元的に提供していただきたい。

また、地域においては、観光産業の生産性向上に向け、ビックデータを活用して外国人旅行者のニーズや満足度、行動等の情報を収集・分析し、マーケティング等に活用することが重要である。

(5) 観光産業を支える人材の育成と確保

①外国人留学生の活用

訪日外国人旅行者対応を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。一方で、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのは半数程度である。観光産業での外国人留学生の採用・定着を促進するため、国においては、留学生の就労ビザの要件緩和を進めるとともに、関係機関と連携して、日本語やビジネスマナーなどの各種研修や中小企業との就職マッチング事業など総合的な支援策を講じていただきたい。

②MICE分野の人材育成

MICE分野における人材育成は、業界では十分に対応することのできず、政府による支援が求められる。MICE誘致における重要なキーパーソンとなるミーティングプランナーやPCO (Professional Congress Organizer：会議運営者) と呼ばれるMICE関連の専門家の育成、さらには、MICEに関する経験・ネットワークを有する専門的な人材を集めた組織づくりを促し、人材の育成を図っていただきたい。

③観光関連の人材育成プログラムの整備

地域は、それぞれの産業特性を踏まえつつ、観光を通じた様々な産業の協働・補完体制を構築し、工場視察、農作業体験など、それぞれの産業に観光の要素を加えた取り組みを推進していくことが重要である。こうした地道な活動を通して、地域内の雇用の拡大、投資の促進につなげていくことが必要である。

加えて、地域内のインフラ整備、都市機能強化という観点から、地元自治体、関係団体、

住民の協働による、まちづくりと一体となった観光振興の取り組みが重要である。

こうした観光関連産業の育成や観光を通じた多様な産業の協働・補完体制の構築には、人材が不可欠であり、政府には、地方自治体、大学、専門学校、企業などが一体となった人材育成の仕組みづくりを支援していただきたい。

【参考】不足している観光人材・職種等

- ・ 交通インフラ（バス乗務員、飛行機操縦士・整備士等）
- ・ 宿泊施設（フロント、厨房、客室係等）
- ・ ガイド（通訳案内士等）
- ・ MICE（ミーティングプランナー等の専門人材）
- ・ DMO（マーケティング等の専門人材）

2. 規制・制度改革の推進

（1）地域資源の活用・観光産業の担い手確保に向けた規制緩和

①河川観光船の弾力的な運航を妨げる海上運送法に係る手続きの簡素化

河川、運河、川辺を活かした観光を推進するため、予め許可された水域で継続して一般旅客定期航路事業を営んでいる河川観光事業者に対しては、同水域内であれば、柔軟な航行プランを企画・航行できるよう、海上運送法に係る手続きを簡素化していただきたい。

②地域限定旅行業への参入促進

アクション・プログラム 2015 では、国内各地において、質の高い着地型旅行商品の造成・販売ルートが多角化を図るため、地域限定旅行業を営む際に必要な要件を見直すことが盛り込まれたが、未だ措置されていない。DMOを推進する観点からも、ホテル・旅館や観光案内所、道の駅などが旅行商品を造成・販売し、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たせるよう、地域限定旅行業への参入促進に向けた方策を早期に取りまとめ、実施していただきたい。

【参考】

- ・ 地域アクション・プログラム 2015 では、「国内各地において、質の高い着地型旅行商品の造成・販売ルートが多角化を図るため、地域限定旅行業を営む際に必要な要件を見直し、事業参入を促進することで、地域限定旅行業を『地域の旅のコンシェルジュ』へと活性化させる」と記載されている。
- ・ 平成 26 年 4 月現在、第 1 種旅行業者は 696、第 2 種旅行業者は 2,777、第 3 種旅行業者は 5,625、地域限定旅行業者は 45 事業所。
- ・ 政府では、着地型旅行の促進を図る観点から、平成 19 年 5 月に「旅行業法施行規則」を改正し、これまで第 3 種旅行業で認められていなかった募集型企画旅行を「営業所が所在する市町村および隣接する市町村」において行えるようにした。また、平成 25 年 4 月には同施行規則を改正し、地域における旅行業への参入を容易にするため、「地域限定旅行業」を創設し、営業保証金や基準資産額を引き下げた。
- ・ 地域限定旅行業は、第 3 種旅行業同様、実施する区域を限定（出発地、目的地、宿泊地および帰着地が営業所のある市町村、それに隣接する市町村、および観光庁長官の定める区域内に収まっていること）して、国内の募集型企画旅行の企画・実施を行うことが

できる。また、受注型企画旅行についても、募集型企画旅行が実施できる区域内で実施が可能で、同様の区域内の手配旅行も取り扱える。

③留学生の就労ビザ要件の緩和、ワーキング・ホリデー制度の拡充について

訪日外国人旅行者数が急増するなか、外国人材の観光産業への活用を図り、外国人旅行者に対するホテル等での接遇の向上が求められている。現在、ホテル分野の専門学校で学ぶ留学生が、卒業後に国内のホテルに就職する場合の「在留資格変更許可」の対象業務がフロント、通訳、コンシェルジュなどに限定されているが、飲料部門やロビーサービス、客室部門なども含めたホテル業務全般の職種で採用できるよう要件を緩和していただきたい。

また、ワーキング・ホリデー制度については、宿泊施設だけでなく、訪日旅行需要につながる幅広い産業分野での外国人材の獲得の一助となる。さらに、青少年を対象に、両国間の歴史・文化などの相互理解・交流の拡大に有効な制度であり、リピーターの確保にもつながるため、対象国の拡大を図っていただきたい。

【参考】ワーキング・ホリデー制度の対象国

《欧州》英国、フランス、ドイツ、アイルランド、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、ポーランド、《オセアニア》オーストラリア、ニュージーランド、《アジア》韓国、台湾、香港、《北米》カナダ

④職業実践専門課程在籍の留学生による資格外活動許可手続きの緩和

専門学校に在学している留学生が、企業実習を行う際に、留学生の就業制限（週 28 時間以内）に関する「資格外活動許可」の申請が必要とされている。文部科学省が認定する職業実践専門課程に在学する留学生については、在籍する教育機関が発行する「資格外活動届出書」の提出で、資格外活動ができるよう手続きを緩和していただきたい。

（2）新たな観光ニーズに対応する法制度の整備

政府は、訪日外国人旅行者の急増などにより浮かび上がった、既存の法制度では対応しきれない問題を整理し、グローバル化に対応した観光産業のあり方について、抜本的な見直しを図る必要がある。その際、安心安全、清潔など、日本が保持し続けている公共価値や公正な競争環境が損なわれないよう、十分な配慮が必要である。

① インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーターの質の向上

インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーター（ランドオペレーター）については、旅行業登録が義務付けられていないことから、近年、外資系のツアーオペレーターによる価格重視の低品質ツアーが増え、日本での旅行に対するマイナスのイメージを外国人に与えている例も見られる。政府は、訪日旅行の一層の品質向上と、安全確保の観点から、優良なツアーオペレーターについての登録制度の検討が必要である。

【参考】

・海外の旅行会社が、自国から日本への旅行商品を企画・販売する場合、日本での地上手配を行うランドオペレーターは、旅行業法の制約を受けずに、手配を行うことができる。

- ・アジア（特に中国）からの格安ツアーにおいて、添乗員が旅行者を特定のお土産屋等に案内し、人気化粧品等を市中よりも不当に高額な値段で、または効用の不明な薬品を購入させ、業者からのキックバックにより多額の利益を得ている問題が顕在化。しかし、こうした事業者を取り締まる制度的な規制はない。
- ・平成 27 年度の訪日外国人旅行消費額 3 兆 4,771 億円のうち、旅行関係消費額〔宿泊費（8,974 億円）、交通費（3,678 億円）〕は 36.4%の 1 兆 2,652 億円。このうち日本旅行業協会（JATA）会員等の取扱高は 12.8%の約 1,618 億円であり、ほとんどが外資系旅行会社の取り扱いとなっている。

② 訪日外客の急増やニーズの多様化を踏まえた国際観光ホテル整備法の見直し

昭和 24 年に制定された国際観光ホテル整備法は、戦後間もなく数少ない訪日外国人旅行者をもてなすためにつくられた施設および接遇基準であり、その後、改定が行われているものの、旅行者増、ニーズの多様化の現状にあっては、登録制度が有効に機能しているとは言い難い。

については、利用者が目的・予算に応じて良質のサービスを提供する施設を選択できる新たな設備・サービス基準を策定するとともに、登録施設に対する新たなインセンティブの検討や登録に関する相談体制の強化など、制度の活用を促す環境整備が必要である。

【参考】

- ・全ホテル・旅館に占める本制度の登録割合は、わずか 5%（2,624 軒/5 万 4,540 軒<平成 24 年値>）。また、「外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視」（総務省、平成 26 年 7 月公表）によると、国際観光ホテル整備法に基づき登録された調査回答ホテル（55 軒）のうち、4 割が課された義務を遵守せず、登録制度が誘客に寄与するとした施設はなかった。

IV. 観光立国の実現に向けた推進体制の構築・強化

1. 観光振興に関する予算の拡充

平成 28 年度観光庁関係予算については、前年比 2.4 倍の 245 億円（平成 27 年度補正を含め 301 億円）に拡充され、政府全体の観光関連予算（平成 27 年度：3,003 億円）も年々増加傾向にある。観光立国の早期実現に向けて、今後も予算の拡充が続くことを期待する。

また、各地方自治体が地域のニーズに応じて、効果的な観光振興の取り組みが行なえるよう、ワンストップの相談・情報提供体制の構築を進めていただきたい。

文化予算（平成 28 年度：1,039 億円）については、ここ 10 年以上横ばいにあり、フランスや英国はもとより、中国・韓国に比べても少ない。文化による観光振興への波及効果をさらに高めるためにも、文化庁予算をはじめとする文化関連予算のより一層の拡充を求める。

2. 観光関係省庁および国と地方自治体のさらなる連携強化

観光は文化、まちづくり、スポーツ、医療、農業、震災復興や風評被害対策など、幅広い関係府省庁が関与することから、さらなる連携を強化することが重要である。観光庁は、内閣官房と連携して観光振興策の総合調整を行うことが望まれ、観光に関して各府省庁が実施する施策、予算、それらの効果等について、例えば無料公衆無線LANやカード決済設備、免税店等の設置について2020年のオリンピック・パラリンピックまでの間、年ごとにロードマップを作成するなど具体的な数値目標（KPI）の設定を行い、毎年、施策の推進状況の見える化を図る必要がある。

多くの地方自治体は、観光を地方創生の切り札として捉えて、取り組みを進めているが、地域によって対応に温度差があり、結果に差が出ているのも事実である。観光庁は、観光振興の旗振り役として、意欲ある地域の挑戦を促すことはもちろんのこと、観光振興への取り組み段階に応じたきめ細かな地方自治体への支援を行うことが期待される。

以 上